

「地方税統一QRコード」を利用して日野町税を納付できます

令和5年度より

日野町税の納付書に

「地方税統一QRコード」が 印字されます

納付書に印字される「地方税統一QRコード」を利用して、スマートフォン決済アプリを使った納付や日野町指定金融機関以外の全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付が可能になります。また、スマートフォンやパソコンを使って、地方税共同機構が新たに開設した「地方税お支払いサイト」を通じて利用可能となる納付方法が拡充されます。ぜひ活用ください。

【対象となる税目】

- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税(種別割)
- ・ 国民健康保険税
- ・ 住民税(普通徴収)

【利用できる納付書】

「地方税統一QRコード」および「eL番号」の印字されたもの

※納期限を過ぎると「地方税お支払サイト」を利用した納付はできません。

地方税統一QRコードを 利用した納付は 次の3つの方法があります

●全国の地方税統一QRコード対応金融機関

地方税統一QRコードが印字されている納付書は、全国の地方税統一QRコード対応金融機関でご納付いただけます。QRコード対応金融機関は決まり次第、「eLTAx」地方税ポータルサイトに掲載されますのでご確認ください。



eLTAx 地方税ポータルサイト

●各種スマートフォン決済アプリ

日野町指定の決済アプリ(PayPay、PayBi、LINE Pay)でバーコードを読み取って納付いただく方法に加え、「地方税統一QRコード」を各種スマートフォン決済アプリで直接読み取って納付いただくことも可能になります。

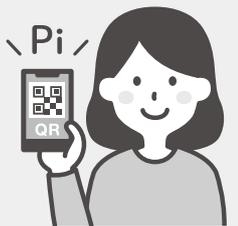
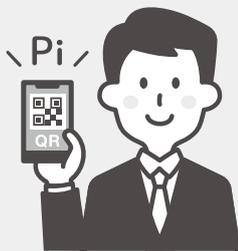
※対応アプリについては、「地方税お支払サイト」をご確認ください。また、アプリのインストール関連についても直接アプリ提供会社へご確認ください。

●地方税お支払サイト

「地方税お支払サイト」からクレジットカード納付(別途手数料が必要)、インターネットバンキング、口座振替(事前登録が必要)などのお支払いも可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。



地方税お支払サイト



◆問い合わせ先
税務課 収納担当

☎0748-52-6570

軽自動車税(種別割)の

減免について



4月1日現在、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、一定級以上の障がいがある方が所有する軽自動車(原動機付自転車含む)は、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

申請をされる方は、次の必要書類を役場税務課までお持ちいただき、手続きを行ってください。

●申請に必要な書類

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
 - ② 運転免許証
 - ③ 自動車検査証(4月1日現在、使用者および所有者欄に登録がある者が障がい者本人であること)
 - ④ 納税通知書・納付書(5月上旬ごろに郵送します。ただし、口座振替の方は納付書がありません)
 - ⑤ 軽自動車税(種別割)減免申請書
 - ⑥ 生計同一・常時介護証明書
- ※③身体障がい者等が年齢18歳未満の身

体障がい者である場合または知的障がい者、精神障がい者である場合には身体障がい者等と生計を同一にする者の所有する軽自動車等を含みます。

※⑥については、身体障がい者等本人以外の家族等の方が運転される場合に必要です。

※⑤軽自動車税減免申請書および⑥生計同一・常時介護証明書の用紙は税務課で配布させていただきます。

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税(種別割)の減免に係る現況報告書(税務課より送付)の提出により継続して減免されます。(郵送による提出も可能です)

詳細につきましては、事前に左記までお問い合わせください。

●受付期間

納税通知書到着後から**5月24日(水)**まで(納期限7日前)
※土日祝日および受付期限後の申請は受け付けできません。

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎0748-52-6570

みんなで支えあう

国民健康保険

交通事故などの他人の行為により、
保険診療を受ける場合は、必ず届け出が必要です

交通事故にあつたとき、自転車等事故にあつたとき、他人の飼い犬に噛まれたとき、購入食品や飲食店で食中毒になつたときなどの他人の行為(第三者行為)が原因で、ケガや病気になつた場合の治療費は、本来加害者が負担するのが原則です。

ただし「第三者行為による傷病届」等の届け出をいただくことにより、健康保険の保険診療を受けることができます。この治療費の保険給付分は、保険者(国保や後期高齢者医療)が一時的に立て替えて支払いをすることになるので、後でその治療費を被害者に代わって保険者が加害者に請求することになります。

届け出について

①警察に届け出
交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出てください。また「交通事故証明書」の交付申請手続きを行ってください。

②役場に届け出

「第三者行為による傷病届」を住民課保険年金担当へ提出してください。

届け出に必要なもの

- ・第三者行為による傷病届およびその他必要な書類(用紙は役場住民課にあります)
 - ・交通事故証明書(所定の申請用紙は警察署、交番にあります)
 - ・国民健康保険被保険者証
 - ・届出者の本人確認書類
 - ・印鑑(スタンプ式でないもの)
- ※必要な書類がそろわなくても、まず「相談ください」。

示談の前に必ず相談を

届け出をする前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険者から加害者に費用の請求ができなくなる場合や給付を返納していた場合がありますので、必ず示談の前に「相談ください」。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584